

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	林業経営改善計画の認定
②	法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
③	法令番号	昭54法律第51号
④	根拠条項	第3条第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第3条第3項 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。 一 林業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること。 二 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。 三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項第一号若しくは第二号又は第九条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。
⑦	審査基準	・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について(昭和54年8月23日付け54林野企第82号農林水産事務次官依命通知) 第3 林業経営改善計画 3 林業経営改善計画の認定 ・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知) 第2 林業経営改善計画について 3 林業経営改善計画の認定に当たり留意すべき事項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

〔昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知〕
最終改正 令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林政企第 91 号 （抜粋）

第 3 林業経営改善計画

3 林業経営改善計画の認定 林業経営改善計画の認定基準は、法第 3 条第 3 項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化（1 か月以内）に努めるものとする。

- (1) 林業経営改善計画に記載された 2 の(4)のイの(i)から(オ)までの目標が、いずれをとっても都道府県の基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい。
- (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間との整合性、林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条の地域森林計画に即したものであること。
- (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正かつ合理的に計画されていること。
- (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること。

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について

〔昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知〕
最終改正 令和 6 年 6 月 21 日 6 林政企第 17 号

第 2 林業経営改善計画について

3 林業経営改善計画の認定に当たり留意すべき事項

- (1) 林業経営改善計画が基本構想に照らして適切であるかどうかを判断する基準は次のとおりである。

ア 「林業経営の規模の拡大等に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの指標の経営規模を上回る場合は当然適切なものと判断するが、下回る場合でも、目標とする経営規模がおおむね指標の経営規模に近い水準で、結果的に所得水準等基本構想における林業経営基盤の強化に関する目標が達成されると見込まれるときは、これを適切と判断して差し支えな

い。

イ 「生産方式の合理化に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの生産方式におおむね準拠している場合には適切なものと判断する。

なお、基本構想で示された生産方式以外の新しい生産方式等を取り入れている場合は、その生産方式による効果を見込んだ上で適切であるかどうかを判断して差し支えない。

ウ 「経営管理の合理化に関する目標」及び「事業実行方式の改善に関する目標」については、当該申請者が経営の改善に努め、基本構想で示されたこれらに関する指標に向かって努力を続けるものと見込まれる場合に、これを適切と判断して差し支えない。

エ 林業経営改善計画に記載された所得等そのものは認定の基準にはしないものとし、林業経営改善計画に記載された内容を総合的に勘案して、基本構想で示された目標所得等を実現し得るか否かを判断するものとする。

オ 基本構想で示された経営類型に該当しない経営の林業経営改善計画の認定に当たっては、類似の経営類型をもとに判断するものとするが、類似のものがないときは、目標とする所得等が当該計画に記載された内容を総合的に勘案して実現し得るか否かを判断するものとする。

カ 現在の経営が基本構想で示された指標を既に上回る者からの申請については、当該申請に係る林業経営改善計画の内容が一層の経営改善を図ろうとするものであれば、適切であると判断するものとする。

キ 林業経営体にあつては、2都道府県以上にまたがって所在する別個の団地についてそれぞれ林業経営改善計画を作成する者からの申請については、必要に応じ、他の都道府県に係る林業経営改善計画の内容を踏まえて適否を判断するものとする。

(2) 次官通知の記の第3の3の(3)の規定の運用に当たっては、林業経営改善計画の対象とする森林について森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の森林経営計画の認定（同法第12条第3項において読み替えて準用する同法第11条第5項の変更を含む。以下同じ。）を受けている場合にあっては林業経営改善計画に記載された林業経営の改善に関する目標を達成するため必要な事項が当該認定に係る森林経営計画に即しているか否かにより、当該認定を受けていない場合にあっては3年以内に認定を受けることが確実であると認められる場合に限りその適否を判断するものとする。

ただし、次官通知の記の第5の3の資金の特例を受けようとする者にあつては、林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）第2条で定める森林の取得についての措置

の要件について、次のア及びイを同時に満たす森林の取得についての措置に限りその適否を判断するものとする。なお、都道府県知事は、アの(ア)及び(ウ)までに定める森林の取得についてその適否を判断しようとするときは、事前に市町村の長との間で、間伐又は保育についての命令又は勧告の有無の確認等連絡調整を図るものとする。

ア 「林業上の利用の増進を図る必要がある森林」とは、以下のいずれかの森林であること。

(ア) 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 42 条第 1 項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）

(イ) 森林法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により定められた要整備森林

(ウ) その他地域において標準的と認められる施業体系（森林法第 5 条の地域森林計画、森林法第 10 条の 5 の市町村森林整備計画等）からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林

(エ) 上記(ア)から(ウ)の森林と当該借受者が既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林。ただし、上記(ア)から (ウ)の要件に該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。

イ 「地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて法第 5 条第 3 項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林」とは、当該借受者が所有している森林と隣接する森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であって、借受者が所有する森林と一体として施業が行われ得る団地的まとまりを有していると認められるものであること。